

平成 25 年度  
包括外部監査の結果報告書

長野県包括外部監査人

岩 淵 道 男

第1部 教育関連事業に係る財務事務の執行について

第2部 障害者施設（県立施設）の財務事務の執行及び施設の管理について

## 目 次

第1部 教育関連事業に係る財務事務の執行について	1
第1 総論	2
Ⅰ. 包括外部監査の概要	2
1. 外部監査の種類	2
2. 選定した特定の事件	2
3. 外部監査の対象期間	2
4. 事件を選定した理由	2
5. 外部監査の実施期間	3
6. 監査対象機関	3
7. 監査従事者	3
8. 利害関係	3
Ⅱ. 包括外部監査の総括	4
1. 監査の視点	4
2. 監査の方法	4
3. 監査結果の総評	4
Ⅲ. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧	7
1. 監査の結果・意見の項目数	7
2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要	7
第2 長野県の教育行政の概要	9
Ⅰ. 長野県における教育予算	9
1. 一般会計予算と教育予算	9
2. 教育委員会所管予算	10
3. 諸手当予算	11
Ⅱ. 教育委員会制度	12
1. 初等中等教育と教育委員会制度	12
2. 教育委員会制度の概要	12
3. 教育委員会と地方公共団体の長の職務権限	13
4. 国、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の関係	13
Ⅲ. 長野県教育委員会の概要	16
第3 事業の財務事務の執行状況	21
Ⅰ. 監査対象事業の選定	21
1. 対象事業とその選定方法・理由	21
2. 実施した主な監査手続	22
3. 施策体系に関する監査の結果と意見	23
Ⅱ. 活用方法選択型教員配置事業	30
1. 事業の概要	30
2. 教育委員会による事業の評価	31
3. 監査の結果と意見	34

Ⅲ. 「未来を拓く学力」の向上推進事業	41
1. 事業の概要	41
2. 教育委員会による事業の評価	42
3. 監査の結果と意見	44
第4 現地機関の財務事務の執行状況	47
I. 監査対象機関の選定理由	47
1. 市町村立小・中学校について	47
2. 高等学校について	48
3. 各現地機関での実施事項	51
II. 監査対象機関の概要	52
1. 中信教育事務所	52
2. 長野県須坂高等学校	53
3. 長野県長野西高等学校	55
4. 長野県屋代高等学校・附属中学校	57
5. 長野県松本筑摩高等学校	59
6. 長野県南安曇農業高等学校	61
7. 現地機関の監査を通じて	63
III. 実施した主な監査手続及び監査の結果と意見	65
1. 給与計算	65
2. 支出（旅費）事務	73
3. 収納事務	76
4. 私費会計	78
5. 高等学校における情報管理（情報セキュリティ）	81

第2部 障害者施設（県立施設）の財務事務の執行及び施設の管理について.....	89
第1 総論.....	90
I. 包括外部監査の概要.....	90
1. 外部監査の種類.....	90
2. 選定した特定の事件.....	90
3. 外部監査の対象期間.....	90
4. 事件を選定した理由.....	90
5. 外部監査の実施期間.....	91
6. 監査対象部署.....	91
7. 監査従事者.....	91
8. 利害関係.....	91
II. 包括外部監査の総括.....	92
1. 監査の視点.....	92
2. 監査の方法.....	92
3. 監査結果の総評.....	92
III. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧.....	95
1. 監査の結果・意見の項目数.....	95
2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要.....	96
第2 監査対象の概要.....	97
I. 長野県における障害者施策.....	97
1. 中期計画等における障害者施策.....	97
2. 長野県における身体障害者数の状況.....	101
II. 長野県立総合リハビリテーションセンターの概要.....	104
1. 施設の概要.....	104
2. 運営状況.....	106
III. センターの改革の状況.....	117
1. 「新経営推進プラン（第一次経営推進プラン）」の内容と成果.....	117
2. 「第二次経営推進プラン」の内容と目標値.....	117
第3 財務事務の執行及び施設の管理.....	122
I. センターの経営及び運営の状況.....	122
1. 部門別収支の概要.....	122
2. 施設部門の収支.....	125
3. 病院部門の収支.....	130
4. センターの意義.....	141
5. センターの治療と訓練への県費投入.....	143
6. センターの運営形態.....	144
II. センターの収入の状況.....	146
1. 未収入金の管理について.....	146
2. 個人未収入金の財務会計オンラインシステムの残高.....	149
3. 保険者に対する診療報酬請求.....	150
4. 保険請求未収入金の管理.....	151
5. 領収書の管理.....	152
III. センターの支出の状況.....	153
1. 医療機器の購入、保守契約.....	153
IV. センターの情報セキュリティ.....	156
1. センターにおける情報システムの概要.....	156
2. センター全体の情報セキュリティ体制.....	156
3. 医療情報の保護.....	158
4. 情報セキュリティのための安全対策.....	160

5. 情報セキュリティが有効に機能していることを検証する制度.....	162
6. 個人情報の保護.....	163
第4 長野県障害者福祉センターの措置状況.....	165
I. 長野県障害者福祉センターの概要.....	165
1. 施設の概要.....	165
2. 施設利用状況.....	165
II. 長野県障害者福祉センターの措置の取組.....	168
1. 措置の実施状況.....	168

## 第1部

### 教育関連事業に係る財務事務の執行について

## 第1 総論

### I. 包括外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

#### 2. 選定した特定の事件

教育関連事業に係る財務事務の執行について

#### 3. 外部監査の対象期間

原則として平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日)

ただし必要に応じて平成23年度以前及び平成25年度の執行分を含む

#### 4. 事件を選定した理由

長野県の教育関連事業は下記(1)～(3)のような背景のもとで展開されているが、教育関連経費に占める人件費の割合が高いことから、教育関連事業に係る給与費を中心とした財務事務の執行が法令等に準拠しているかを監査し、また、教育振興に係る主要施策・事業が「長野県教育振興基本計画」等の基本計画に基づいて執行され、地方自治法第2条第14項(“最小の経費で最大の効果を挙げる”)及び第15項(“組織及び運営の合理化に努める”)の趣旨に沿って適切に管理されているかどうかについて監査することが重要と考え、包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

(1) 県は、少子化に伴う児童生徒数の減少や、家庭・地域社会の教育力の低下など大きく教育環境が変化する中、平成20年11月に一人ひとりの子どもたちに対応した学習指導の改善を図りつつ教育現場における改革も課題として取り上げ、5年間の教育振興の方向性を示した「長野県教育振興基本計画」を策定し、平成24年度を目標年度として改革諸施策を実行し、一定の効果を上げてきている。

(2) 平成24年3月に公表した「長野県行政・財政改革方針」においては人事マネジメント改革、行政経営システム改革が主要な柱に掲げられており、この中で人事給与制度、人的資源の有効活用等についての課題認識があり、これについての取組も進行しているものと思慮される。また、本年3月に公表した「長野県総合5か年計画」を推進していくためのプロジェクトの一つに「教育再生」が取り上げられ重要課題として位置付けられており、更なる教育振興に注力していくことも計画されている。

(3) 県は、教育振興を大きな課題のひとつと位置付け継続的な取組みを続けており、厳しい財政状況の中でも教育関連経費についてはここ数年一定水準の予算が維持されている。また教育振興に対する県民の期待は大きく注目度も高いと思われる。



## 5. 外部監査の実施期間

平成 25 年 4 月 10 日から平成 26 年 3 月 13 日まで

## 6. 監査対象機関

長野県教育委員会事務局、中信教育事務所、須坂高等学校、長野西高等学校、松本筑摩高等学校、南安曇農業高等学校、屋代高等学校及び附属中学校

## 7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	岩渕 道男
監査補助者	公認会計士	山中 崇
同	公認会計士	柄澤 涼
同	公認会計士	望月なつえ
同	日本公認会計士協会準会員	土屋紗喜子

## 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## II. 包括外部監査の総括

### 1. 監査の視点

教育関連事業に係る給与費を中心とした財務事務が適切に執行され、また、教育振興に係る主要施策・事業が「長野県教育振興基本計画」等の基本計画に基づいて適切に執行されているかどうかを検討するにあたって、以下の視点に着目して監査を実施した。

- (1) 教職員の給与事務は法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- (2) 給与事務関連の諸規程の整備、運用状況は妥当であるか。
- (3) 現地機関における資金の管理は適切に行われているか。
- (4) 教育振興のための主要施策・事業に係る予算が基本目標を実現する形で適切に執行されているか。
- (5) 長野県教育委員会事務局及び教育機関の事務の執行は、有効かつ効率的、経済的に行われているか。

### 2. 監査の方法

#### (1) 実施した主な監査手続

県の歳出予算に大きな割合を占める給与費を中心とした事務の執行が、法令規則等に準拠して実施されているかを監査した。

主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 現地機関等を訪問し、施設、設備の運営状況の視察を行った。
- ② 現地機関等に保管されている関連書類一式の閲覧等を実施し、関連規則等との照合を実施すると共に、管理者、事務担当者へのインタビューを実施した。
- ③ 現地機関等を所管する県教育委員会事務局本庁各課等の担当者へのインタビューの実施、関連書類一式の閲覧、関連規則等との照合、データの分析等を実施した。

また、教育振興のための主要施策・事業に係る予算の執行が「長野県教育振興基本計画」等に基づいて適正に執行されているかを監査した。

主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 教育委員会事務局本庁の各担当課との面談及び調査分析を行った。
- ② 関連書類について閲覧等を実施し、事業の実施状況、その評価結果等について検討した。

### 3. 監査結果の総評

#### (1) 教育現地機関の給与事務の執行

監査で訪問した現地機関において給与事務等は法令、規則等に従って執行されており、指摘、意見はあるものの重要な課題は認識されなかった。ただし事務業務の手順を具体的に文書化したものがないなど、属人的になっている部分も認められ、手続を画一化することなどにより事務業務の効率化を図る余地が残されている。

## (2) 主要事業の実施について

「第2 長野県の教育行政の概要 II. 教育委員会制度」にも記載しているとおり、わが国の初等中等教育は教育委員会制度によって支えられている。義務教育の現場である市町村立小・中学校の運営はそれぞれの市町村に委ねられており、市町村教育委員会の監督のもと県が人件費を負担する県費負担教職員が中心となり小・中学校の教育業務を掌っている。教職員の服務監督権は市町村教育委員会に、人事権と給与負担のみが県教育委員会にあるのが現行体制であり、義務教育を県がマネジメントすることが難しい制度となっている。

このような制度の下、県は平成 25 年 3 月に公表した「長野県総合 5 か年計画」の中で、子どもたちの学力・体力の向上と個性に合った多様な学習機会を提供し、それぞれの個性や能力を伸ばす学校教育を大きなテーマとして掲げている。県教育委員会に市町村立小・中学校で勤務する教職員の服務監督権がない中、このテーマを実行し成果を上げるためには、県下 83 市町村（学校組合）教育委員会との連携・コミュニケーションをなお一層深めることが重要である。連携を深めることにより、県の策定した計画・各種教育事業が教育現場で着実に実施される環境が整い、また、その結果について県が検証して将来への施策に繋げるという真のマネジメントサイクルを機能させることが可能となる。

## (3) 教育業務を含む情報管理に関する内部統制について

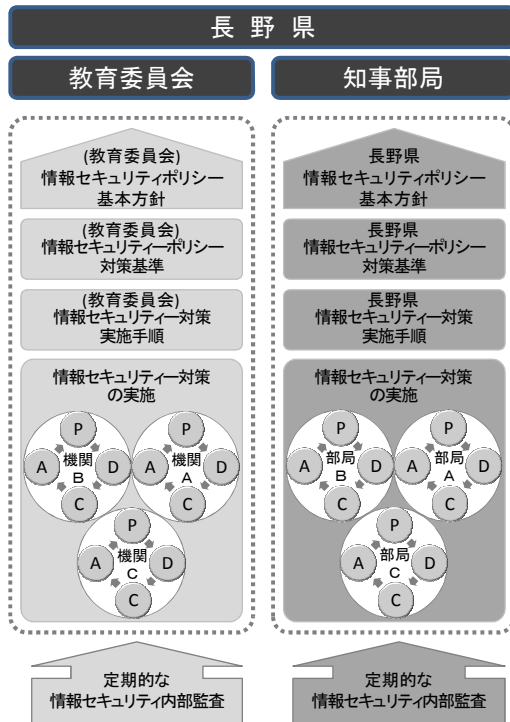
知事が任命権者となっている知事部局等とは異なり、県立高校等の教育機関の人事・任命権は県教育委員会にあることから、県立高校等の事務業務に関する規程ルールの整備状況、規程等への準拠性の検証等は県教育委員会が所管することとされている。

今回の監査で、事務業務に関連する情報システムについてその情報管理の現況を把握した。県教育委員会も知事部局も県民の個人情報、個人データを多数保有しているため、情報管理の体制が十分でない場合には情報資産を漏えい・紛失するリスクは高まり、万が一事故が起こった場合には、県民の県に対する信頼を大きく棄損することとなる。したがって、県は教育業務を含む情報管理に関連する内部事務に対する内部統制を再構築し、県民から信頼され、効率化が図られる業務執行体制としていくことが求められる。

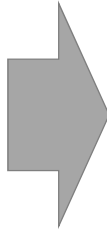
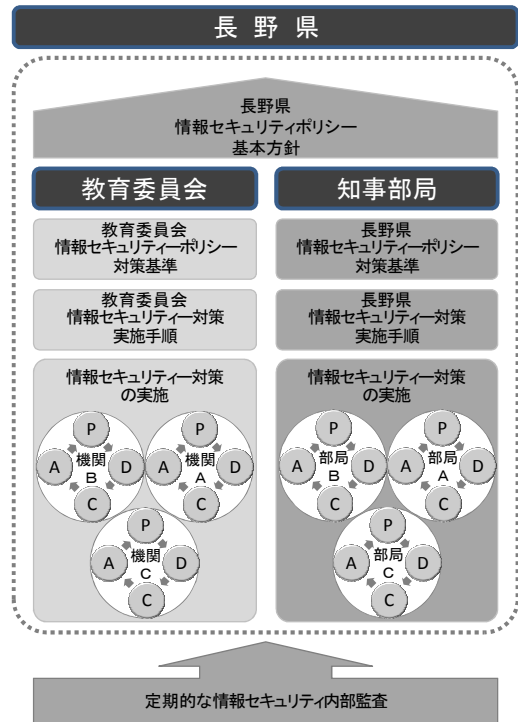
現在は、内部統制を機能させる単位について任命権者の別による組織単位が強く意識されている。しかし、県民からの期待は任命権者の相違により異なることはない。個人情報の保護、情報資産の保全は、教育委員会、知事部局等を区別することなく県全体で組織横断的にセキュリティ監査を行うなど横串でチェックすることにより課題を認識し、均質で効率的な検証体制を検討して行くことが望まれる。

監査の対象となった情報セキュリティについていえば、共通化した情報セキュリティポリシー等の下で、任命権者の壁を越えて長野県として同一水準での情報セキュリティ対策を講ずることも有用と考える。

●現在のイメージ



●望まれるイメージ



### Ⅲ. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧

#### 1. 監査の結果・意見の項目数

記載箇所	結果	意見
「第3 事業の財務事務の執行状況」	-	10
「第4 現地機関の財務事務の執行状況」	2	15

「監査の結果」とは、今後、長野県において何らかの措置が必要であると認められる事項であり、「指摘」として記載している。主に、合规性に関すること（法令、条例、規則、規程、要項等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

「監査の意見」とは、「監査の結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、長野県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待する事項をいう。

#### 2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
「第3 事業の財務事務の執行状況」			
「教育再生プロジェクト」に記載されている各アクションの事業化の状況に関するアカウントビリティ		○	23
各事業の目標を「達成目標」(教育振興基本計画)と関連付ける必要性		○	25
教育行政におけるPDCAサイクルの現状と課題		○	27
1. 「達成目標」を数値化する必要性			
2. 「達成目標」の達成状況の分析およびフィードバック			
3. 事業の評価基準及びモニタリングに関するアカウントビリティ			
事業実績の測定指標の継続性とアカウントビリティ		○	29
活用方法選択型教員配置事業の費用対効果に関するアカウントビリティ		○	34
活用方法選択型教員配置事業の効果検証に関する各課連携体制		○	37
臨時任用教員の資質・モチベーション向上		○	38
「P 調査・C 調査」の必要性に関するアカウントビリティ		○	44
「未来を拓く学力」の向上推進事業に関する成果目標の適切性・合理性		○	45
「未来を拓く学力」の向上推進事業に関する実績の測定指標の継続性とアカウントビリティ		○	46
「第4 現地機関の財務事務の執行状況」			
給与事務全般		○	69
1. 業務の属人化			
2. 現状の事務体制			
労務管理		○	71
教員特殊業務手当の支給要件の確認水準		○	71
手当支給事務に対するシステムチェックの導入		○	72
旅費の減額支給	○		74
旅費予算の効果的な執行		○	74
農産物等の生産・販売管理		○	76
遊休校舎		○	76
私費会計の決算書作成方法		○	78
私費会計の点検機能		○	78

私費会計の清算方法		○	79
管理対象私費会計の範囲		○	80
長野県情報セキュリティポリシーと高等学校における情報セキュリティの状況	○		82
情報紛失事故とその影響		○	83
校内 LAN 再構築と情報セキュリティ		○	85
情報紛失等事故発生時の事後対応		○	85
情報セキュリティについての内部統制		○	86

## 第2 長野県の教育行政の概要

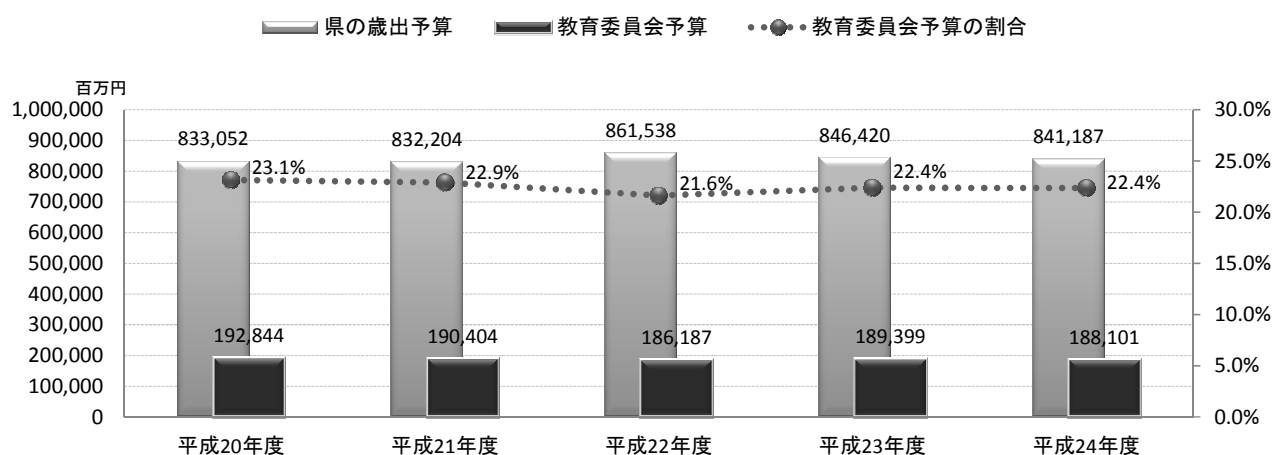
### I. 長野県における教育予算

#### 1. 一般会計予算と教育予算

長野県の歳出予算は、財政健全化を進める中で、現在の県内経済課題に対処すると共に「信州らしさ」を前面に出し、地域が元気を取り戻すことを意識して編成されている。平成 24 年度歳出当初予算額は 841,187 百万円であり、最近各年度と同一水準に抑制されている。

この予算中、教育委員会所管予算が占める割合は約 20%程度となっている。

#### 県の予算と教育予算



(単位:千円)

区分		年度				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
県予算額	当初予算額(A)	833,052,126	832,203,541	861,538,410	846,420,063	841,186,960
	対前年比	98.4%	99.9%	103.5%	98.2%	99.4%
教育委員会	当初予算額(B)	192,843,927	190,404,075	186,187,202	189,398,914	188,101,491
	対前年比	92.5%	98.7%	97.8%	101.7%	99.3%
対県予算構成比	(B/A)	23.1%	22.9%	21.6%	22.4%	22.4%

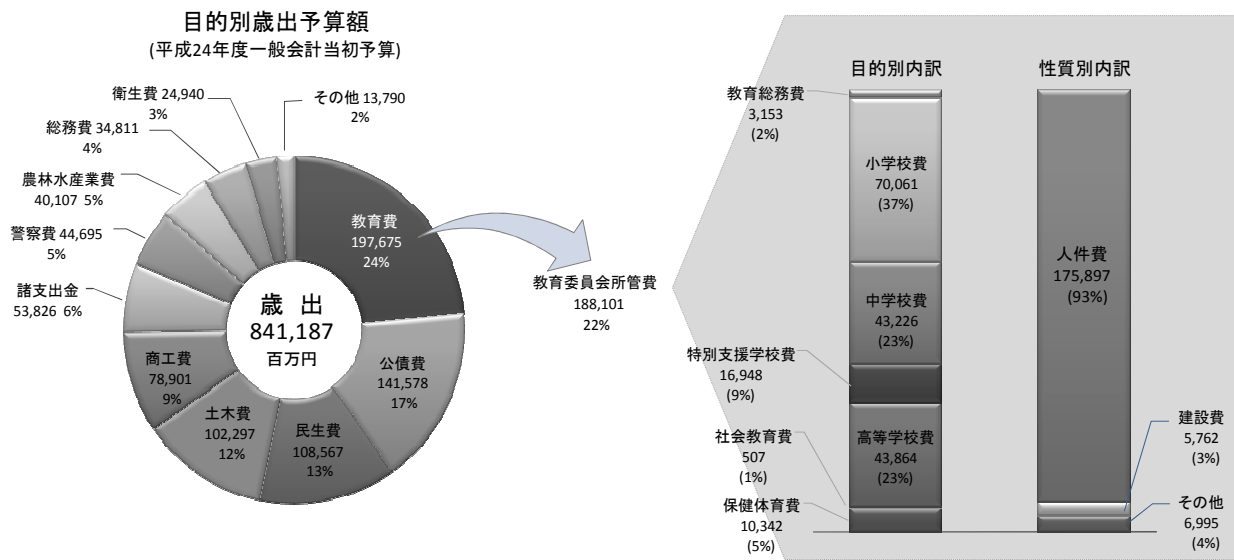
平成 24 年度一般会計の目的別歳出当初予算額を見ると教育費は 197,675 百万円と歳出予算総額の 24%を占め最も多額なものとなっている。これは、県の事業に占める教育の重要性を表しているものとも言える。

教育関連事業は教育委員会のほか知事部局<sup>1</sup>が係わるものがあるため、教育費は、教育委員会が所管する予算額より多額になっているが、その大半は教育委員会所管額となっている。

教育委員会所管予算額 188,101 百万円の 93%は教職員等の人件費であるため、予算執行にあた

<sup>1</sup> 知事部局とは、県の行政事務を執行している「行政機関」をいい、危機管理部、企画部、総務部、健康福祉部、環境部、商工労働部、観光部、農政部、林務部、建設部がある。

っては給与関連事務に係る規程類及び事務体制の整備とその運用が重要となる。また、目的別予算は、義務教育課程である小・中学校費が教育委員会所管予算全体の60%、高等学校費が23%となっている。



## 2. 教育委員会所管予算

平成20年度から平成24年度の当初予算額においても人件費は圧倒的に高い割合を示しているが、予算額は減少傾向にあり、平成24年度を平成20年度と比べると、4,742百万円減少（人件費予算は5,407百万円）している。

いずれの年度においても小・中学校を所管している義務教育課予算が最も多額で、続いて高等学校を所管している高校教育課予算が多額となっている。

(単位:千円)

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
区分	総額	192,843,927	190,404,075	186,187,202	189,398,914	188,101,491
内訳	人件費	180,815,636	179,772,746	175,237,009	177,592,072	175,408,949
	建設費	3,780,473	2,872,988	3,839,066	4,795,092	5,762,181
	その他	8,247,818	7,758,341	7,111,127	7,011,750	6,930,361

課名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
教育総務課	2,758,092	2,843,527	2,492,889	2,390,166	1,926,212
義務教育課	97,719,763	97,298,774	93,500,260	93,611,142	93,758,750
高校教育課	46,852,080	44,422,019	42,885,656	43,953,163	43,868,252
特別支援教育課	12,916,207	12,647,951	12,712,214	13,868,194	14,482,492
教学指導課	1,324,544	1,267,441	1,286,955	1,248,183	1,198,944
文化財・生涯学習課	489,427	521,728	557,841	520,244	495,147
保健厚生課	28,439,927	28,944,317	30,647,045	31,897,021	30,456,183
スポーツ課	2,343,887	2,458,318	2,104,342	1,910,801	1,915,511
計	192,843,927	190,404,075	186,187,202	189,398,914	188,101,491



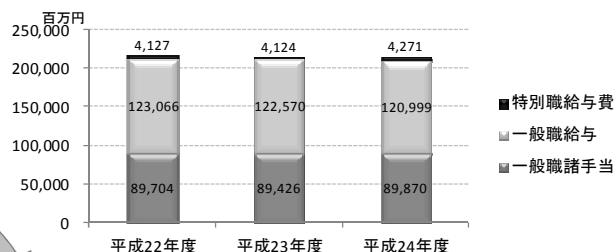
### 3. 諸手当予算

人件費は、給与費（給与及び職員手当）、共済費等から構成されている。平成 24 年度当初予算における県全体の給与費予算は、215,140 百万円であり、過年度と同等の水準である。

給与費のうち変動的な職員手当予算額は 89,870 百万円で、その 65%が教育委員会関係教職員分として予算措置されている。

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特別職給与費	4,127,046	4,123,567	4,271,258
一般職給与	123,065,770	122,570,394	120,999,073
一般職諸手当	89,703,797	89,426,111	89,869,722
給与費合計	216,896,613	216,120,072	215,140,053



(単位:千円)

諸手当 年度	期末・勤勉手当	退職手当	扶養手当	義務教育等 教員特別手当	通勤手当	寒冷地手当	超過勤務手当	その他の手当	計
平成22年度	42,641,603	23,191,843	3,723,650	1,657,461	2,623,869	1,798,811	3,070,638	10,995,922	89,703,797
平成23年度	42,488,684	23,356,300	3,677,914	1,141,141	2,667,576	1,789,105	3,070,638	11,234,753	89,426,111
平成24年度	43,464,702	24,142,236	3,502,961	1,133,002	2,645,501	1,710,837	3,200,910	10,069,573	89,869,722

#### 平成 24 年度当初予算 一般職員諸手当額

(単位:千円、%)

内容	金額	構成比
知事の事務局・警察本部職員(県短大、看護大含む)	31,867,771	35
教育委員会事務局職員	967,880	1
学校職員(教員)	51,661,211	57
・小学校・中学校(義務教育)	34,407,728	
・高等学校	13,397,265	
・特別支援学校	3,856,218	
学校職員(その他職員)	5,372,860	6
・小学校・中学校(義務教育)	2,128,509	
・高等学校	2,779,132	
・特別支援学校	465,219	
計	89,869,722	100

## Ⅱ. 教育委員会制度

### 1. 初等中等教育と教育委員会制度

我が国における教育行政は、初等中等教育と高等教育に分けその制度が構築されている。

初等中等教育とは、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育」と定義されている（文部科学省設置法第4条第7項）。

高等教育は大学、短期大学、高等専門学校における教育であり、国が中心となって主管している。

初等中等教育については、文部科学省が幼稚園から高校までの各学校が教育課程を編成する際の大綱的な基準として学習指導要領等を定め、全国どこにいても一定水準の教育が受けられるよう制度が設計され、運用されている。初等中等教育や社会教育などの教育行政は、国、都道府県、市町村がそれぞれ役割を分担し協力する体制の下で実施されており、この中で教育委員会は地方における教育行政の担い手として、重要な役割を担っている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第32条）。

### 2. 教育委員会制度の概要

すべての都道府県、市区町村等は、首長から独立した行政委員会として合議体の執行機関である教育委員会を設置し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第2条、第3条）、各地方公共団体が設置し運営する初等中等教育機関について管理することとされている（法第23条）。

教育委員は首長が議会の同意を得て任命し、委員の過半数が同一の政党に所属してはならず（法第4条第3項、第7条第2項～第4項）、また、政治団体の役員となることや、積極的な政治活動も禁止され（法第11条第5項）、公務員との兼職も広い範囲で禁止されている（法第6条）。委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有することを要し（法第4条第1項）、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、保護者が含まれるよう努めなければならない（法第4条第4項）。

委員長は委員の中から選出され、会議を主宰し、委員会を代表する（法第12条第3項）が、委員長自らが独自の行為として事務を処理することは認められず、教育委員会の事務は、教育委員会の指揮監督のもと、教育長がすべて処理する（法第17条第1項）。

教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命する（法第16条第2項）。教育専門家としての免許等は必要とされない。原則として教育委員会の全ての会議に出席し、議事に助言を与える（法第17条第2項）とともに、教育委員会事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する（法第20条第1項）。

### 3. 教育委員会と地方公共団体の長の職務権限

首長は大学・私立学校の設置管理、財務・予算に係る事務を行い、各教育委員会はそれ以外の教育事務を行うこととされている（法第 23 条、第 24 条）。

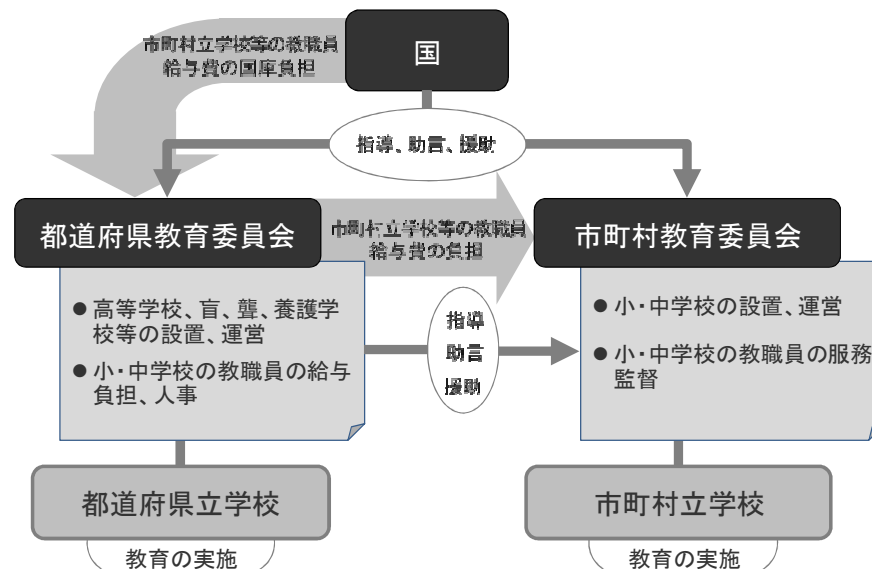
教育委員会の所管事項はすべて教育委員会の自由に処理できるものではなく、法令・条例・教育委員会規則等による制約（法第 25 条）のほか、予算による制約もある。

予算案や条例案を議会に提出することは首長の専属権限とされているので（地方自治法第 149 条第 1 号・第 2 号、第 180 条の 6 第 1 号・第 2 号）、教育委員会が所管する事務を執行するための条例や予算を必要とする場合は教育委員会が希望する案を首長に申し入れ、議案としての提出を求めることになる。反対に、首長が教育委員会の所管する事務に関係する予算案やその他の議案を議会に提出する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならないこととされている（法第 29 条）。

### 4. 国、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の関係

地方自治法は、各大臣<sup>2</sup>又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関による①技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求（同法第 245 条の 4）、②是正の勧告（同法第 245 条の 6）、③是正の指示（同法第 245 条の 7）を定めている。これらに加えて、文部科学大臣は都道府県また市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる（法第 48 条）。

#### 【国・都道府県教育委員会・市町村教育委員会の関係】



出典：教育再生会議 学校再生分科会（第1分科会）第4回（平成19年1月15日）学校再生分科会配布資料

また、教職員のうち、「県費負担教職員」（※）の任命等人事に係る事項については、都道府県教育委員会が権限を有しており、市町村教育委員会に認められている事項は、進退について内

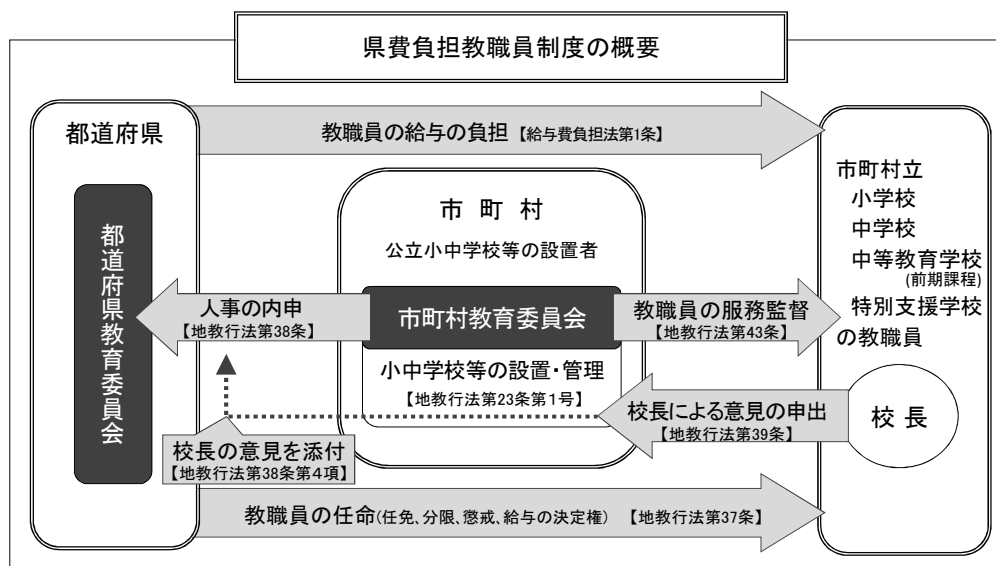
<sup>2</sup> 内閣府設置法第 4 条第 3 項 に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第 5 条第 1 項 に規定する各省大臣をいう。

申する（法第 38 条）、サービスの監督を行う（法第 43 条第 1 項）、研修を行う（法 45 条第 1 項）、勤務成績の評定を行う（法第 46 条）の四つに限られている。

(※)「県費負担教職員」：広域的な人事により、教職員の安定的な確保及び適正配置による市町村間格差をなくし教育の機会均等を図るとの目的により、市町村立小・中学校の教職員で都道府県が給料等費用を負担する教職員(市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条)。

【県費負担教職員制度の趣旨と目的】

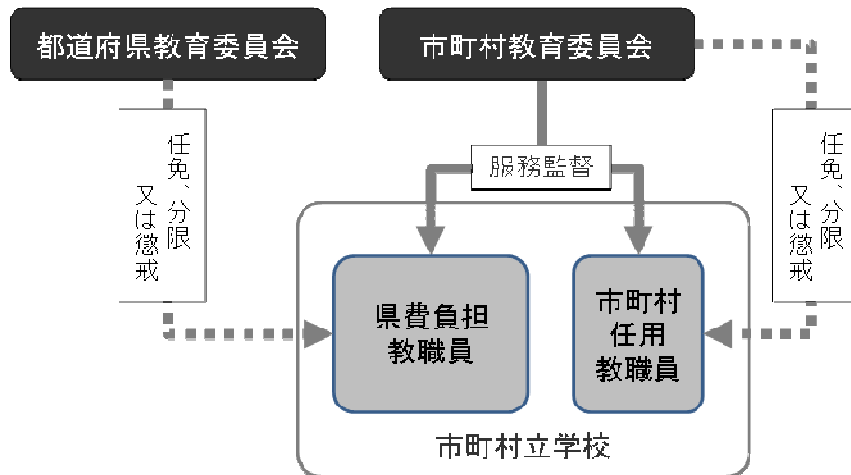
- ① 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については、義務的経費であり、かつ、多額であるため、例外的に、市町村より広く財政力が安定している都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ① 都道府県が人事を行うこととし、任命権と給与負担の調整を図ることとあわせて、身分は市町村の職員として地域との関係を保たせながら、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



※ 地教行法： 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)  
 ※ 給与負担法： 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)

【県費負担教職員と市町村教育委員会の関係】

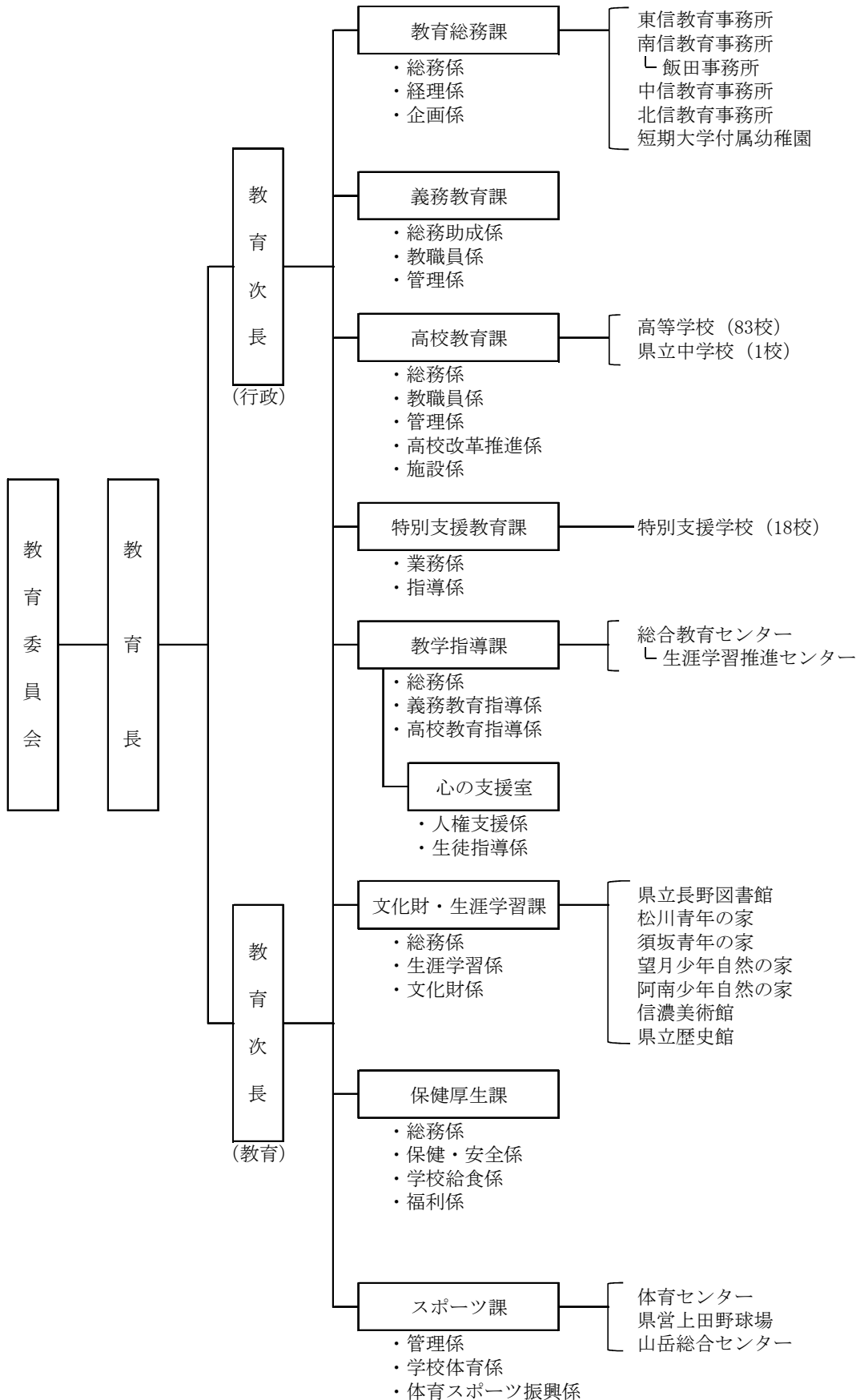
市町村立小・中学校では、県費負担教職員と各市町村が採用した教職員とが共同して教育を実施している。これら学校の実施する教育事業は、市町村の事業であり、この事業に従事する教職員は、県費負担教職員を含め当該市町村の公務員であることから、その服務については各市町村教育委員会が管理、監督することとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条）。しかし、県費負担教職員に係る任免、分限または懲戒については都道府県教育委員会が行うこととなっている。



### Ⅲ. 長野県教育委員会の概要

長野県教育委員会の行政組織及び事務局における事務分掌は以下のとおりである。

長野県教育委員会行政組織一覧



長野県教育委員会事務局事務分掌（各課・係）

課	係	事 務 分 掌
教育総務課	総務係	教育委員会の会議及び庶務に関すること 人事・庶務・県議会に関すること 局内の組織、人員に関すること 教育関係の表彰・叙勲に関すること 情報公開及び個人情報保護の総括に関すること 教育事務所に関すること 危機管理・防災に関すること 局内の他課に属さないこと
	経理係	局内の予算の編成及び執行に関すること 局内の決算及び監査に関すること
	企画係	教育委員会の基本方針・施策方針に関すること 市町村の教育委員会の組織及び運営への指導及び助言に関すること 局内の企画及び調整に関すること 局内の政策評価に関すること 教育に係る調査及び統計に関すること 広報・広聴に関すること 情報化の推進の総括に関すること 教育に関する公益法人に関すること
義務教育課	総務助成係	課内の庶務及び予算に関すること 公立の幼稚園（県短期大学付属幼稚園を除く）、小学校及び中学校の施設及び設備（へき地教育に係るものを含む）の整備に関すること 他の係に属さないこと
	教職員係	公立の小中学校及び中学校（以下「小中学校」という）の事務職員等の定数、任免、分限、懲戒、服務及び勤務成績の評定に関すること 小中学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること
	管理係	公立幼稚園（県短期大学付属幼稚園を除く）の設置、管理及び廃止に関すること 小中学校の設置、管理及び廃止の指導及び助言に関すること 小中学校の学級編制に関すること 小中学校の教職員（事務職員等を除く）の定数、任免、分限懲戒、服務及び勤務成績の評定に関すること
高校教育課	総務係	課内の庶務及び予算に関すること 高等学校の生徒の奨学に関すること 公立の専修学校及び各種学校に関すること 他の係に属さないこと
	教職員係	高等学校及び県立中学校の事務職員等の定数、任免、分限及び懲戒並びに服務及び勤務成績の評定に関すること 高等学校及び県立中学校の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること 高等学校及び県立中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること 教育職員の免許に関すること 高等学校卒業程度認定試験に関すること
	管理係	高等学校及び県立中学校の設置、管理及び廃止に関することのうち他の係に属さないこと 高等学校及び県立中学校の教職員の定数、任免、分限及び懲戒並びに服務及び勤務成績の評定に関すること 高等学校及び県立中学校の入学者の選抜に関すること
	高校改革推進係	高等学校及び県立中学校の設置、管理及び廃止に関することのうち高校改革に関すること
	施設係	高等学校及び県立中学校の設置、管理及び廃止に関することのうち財産に関すること 高等学校及び県立中学校の施設及び設備の整備に関すること
特別支援教育課	業務係	特別支援教育課の庶務、予算に関すること 特別支援学校の行政職員の人事管理に関すること 特別支援学校の運営管理、施設設備整備、財産管理に関すること 特別支援教育就学奨励費に関すること
	指導係	特別支援教育の教育課程、学習指導、生徒指導に関すること 特別支援学校の教育職員の人事管理に関すること 障害のある学齢児童等の就学に関すること 特別支援学校の幼稚部、高等部の入学者の選考に関すること

課	係	事 務 分 掌
教学指導課	総務係	課内の庶務に関すること 免許法認定講習に関するもののうち、単位証明等に関すること 総合教育センターに関すること 教科書その他の教材の取扱いに関するもののうち、無償給与に関すること
	義務教育指導係	教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育に関する専門的事項に関すること 教科書その他の教材の取扱いに関すること 教職員の研修に関すること 免許法認定講習に関すること 教科用図書選定審議会の庶務に関すること
	高校教育指導係	教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育に関する専門的事項に関すること 教科書その他の教材の取扱いに関すること 教職員の研修に関すること 免許法認定講習に関すること
心の支援室	人権支援係	室内の庶務、予算に関すること 人権教育の指導及び助言に関すること 子どもの権利支援に関すること
	生徒指導係	義務教育・高等学校教育における生徒指導についての指導及び助言に関すること 児童生徒の問題行動の調査、統計に関すること
文化財・生涯学習課	総務係	課の庶務、予算に関すること 芸術・文化関係行事の後援に関すること
	生涯学習係	生涯学習振興のための企画・調整に関すること 生涯学習推進センター、県立長野図書館、青年の家、少年自然の家の管理などに関すること 地域における学校支援の推進及び放課後における子どもの居場所づくりに関すること 青少年教育、家庭教育に関すること 一般財団法人長野県科学振興会に関すること 生涯学習関係行事の後援に関すること
	文化財係	有形、無形、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財などの保護・継承及び活用に関すること 銃砲刀剣類の登録に関すること 県立歴史館の管理などに関すること 世界遺産登録に向けた地元市町村などの取組み支援に関すること 文化財関係行事の後援に関すること
保健厚生課	総務係	課の庶務、人事、組織等に関すること 課の予算、決算及び公立学校共済組合の負担金等に関すること
	保健・安全係	学校保健及び学校安全に関すること 特別活動における保健指導に関すること 学校の環境衛生に関すること 日本スポーツ振興センターに関すること 長野県学校保健会に関すること
	学校給食係	学校給食に関すること 学校における食育の推進に関すること 夜間定時制高等学校夜食事業に関すること 学校給食施設設備整備に関すること
	福利係	教職員の健康管理等に関すること 教職員の復職支援等に関すること 教職員住宅に関すること
スポーツ課	管理係	スポーツ課の庶務、予算に関すること 県営体育施設・県民運動広場に関すること オリンピック起債償還費補助金に関すること スポーツ推進審議会に関すること 体育センター・山岳総合センターに関すること 長野県山岳遭難防止対策協会に関すること
	学校体育係	学校体育の充実に関すること 体力向上の推進に関すること 体育科教員の資質向上に関すること 運動部活動の充実に関すること 中体連・高体連に関すること
	体育スポーツ振興係	スポーツ推進計画に関すること 生涯スポーツの振興に関すること 競技力の向上に関すること



長野県教育委員会事務局事務分掌（現地機関・教育機関）

現地機関・教育機関		事 務 分 掌
教育 事務 所 （※）	総務課	庶務及び会計に関すること 市町村の教育委員会の組織及び運営への指導及び助言に関すること 教育に関する法人に関すること 調査統計及び広報に関すること 幼稚園、小学校、中学校及び市町村立特別支援学校の施設等の補助に関すること 小学校、中学校及び市町村立特別支援学校の教職員の進退及び給与に関すること 教育職員の免許事務（小学校、中学校又は市町村立特別支援学校に在籍する者に係るものに限る。）に関すること 教科書の採択に関すること 文化財に関すること 学校保健、学校安全及び学校給食に関すること 公立学校共済組合に関すること 所内の連絡調整に関すること 他課の所管に属さないこと
	学校教育課	幼稚園、小学校及び中学校の設置、管理及び廃止の指導及び助言に関すること 小学校及び中学校の学級編成の助言に関すること 小学校、中学校及び市町村立特別支援学校の教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務及び勤務成績の評定の指導及び助言に関すること 小学校、中学校及び特別支援学校の学校運営及び教育課程、学習指導、生徒指導等の指導に関すること 小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の生徒指導の連絡調整に関すること 心身障害児の就学に関すること 教育相談に関すること 教職員の研修に関すること 人権教育に関すること（学校教育として行うものに限る）
	生涯学習課	生涯学習の振興に関すること 社会教育（人権教育を含む。）に関すること スポーツに関すること
長野県体育センター		体育・スポーツに関する専門的、技術的事項の指導、研修及び調査に関すること
長野 県 総 合 教 育 セ ン タ ー	総務部	庶務及び会計に関すること 他の部の所管に属さないこと
	企画調査部	研修、研究及び調査に関する企画、調整及び広報に関すること 教育の課題に関する研究及び調査に関すること 他の教育機関等との連絡調整に関すること
	教科教育部	教科、道徳及び特別活動並びに幼児教育に関する研修、研究及び調査に関すること 教職員の行う研究（教科、道徳及び特別活動並びに幼児教育に関するものに限る。）の専門的、技術的助言に関すること
	教職教育部	学校経営及び学級経営に関する研修、研究及び調査に関すること 教育の課題に関する研修に関すること 指導力不足等教員の指導の改善に関する研修、研究及び調査に関すること 教職員の行う研究（教科教育部、生徒指導・特別支援教育部及び情報・産業教育部の所掌事務に属するものを除く。）の専門的、技術的助言に関すること
	生徒指導・特別支援教育部	生徒指導、特別支援教育及び教育相談に関する研修、研究及び調査に関すること 児童及び生徒の教育相談、検査及び指導に関すること 就学についての助言に関すること 教育に関する情報（特別支援教育に関するものに限る。）の収集および提供に係ること 教職員の行う研究（生徒指導、特別支援教育及び教育相談に関するものに限る。）の専門的、技術的助言に関すること
情報・産業教育部	情報教育、産業教育及び教育機器の整備活用に関する研修、研究及び調査に関すること 生徒の実習に関すること 教育に関する情報（特別支援教育に関するものを除く。）の収集及び提供に関すること 教職員の行う研究（情報教育、産業教育及び教育機器の整備活用に関するものに限る。）の専門的、技術的助言に関すること	
長野県生涯学習推進センター		生涯学習に関する情報の収集及び提供、指導者等の養成及び研修、学習機会の提供並びに生涯学習に関する専門的、技術的事項の研究及び調査に関すること

現地機関・教育機関		事 務 分 掌
県立 長野 図書館	総務課	庶務及び会計に関すること 県立長野図書館協議会の庶務に関すること 他課の所管に属さないこと
	企画協力課	企画、運営及び広報に関すること 市町村立図書館との連携調整に関すること 読書の啓発及び読書組織の育成に関すること
	資料情報課	図書、記録その他必要な資料の収集、整理、閲覧、貸出、修理等に関すること 調査相談に関すること 図書室等の管理に関すること
長野県青年の家		職業及び生活についての学習活動に関すること 音楽、演劇、芸術その他文化活動に関すること 体育及びレクリエーション活動に関すること グループ運営に関すること その他青少年育成のための活動に関すること
長野県少年自然の家		自然観察、自然探究、自然愛護その他自然に親しむ活動に関すること 登山、キャンプ、ハイキング、オリエンテーリング、スケートその他の野外活動に関すること 少年団体指導者の研修に関すること その他少年の健全育成に関すること
長野県信濃美術館		美術に関する資料の収集、保管及び展示に関すること
長野 県立 歴史 館	管理部	庶務及び会計に関すること 長野県立歴史館協議会の庶務に関すること その他学芸部の所管に属さないこと
	学芸部	歴史的資料の展示及び閲覧に関すること 歴史に関する各種刊行物の編集に関すること 考古資料の収集、整理及び保存に関すること 埋蔵文化財の保存処理及び保存科学に関すること 埋蔵文化財に関する調査研究及び研修等の実施に関すること 文献史料（歴史的価値を有する文書その他の記録をいう。）の収集、整理及び保存に関すること 文献史料に関する調査研究及び研修等の実施に関すること 歴史的資料（考古資料及び文献史料を除く。）の収集、整理及び保存に関すること 歴史的資料（考古資料及び文献史料を除く。）に関する調査研究に関すること その他歴史に関する教育の普及、情報の収集及び利用者への提供並びに相談に関すること
長野県宮上田野球場		体育の場の提供に関すること
長野県山岳 総合センター		山岳に関する資料の収集及び作成並びにその活用に関すること 登山及び山岳遭難防止に関する研究及び指導に関すること 自然保護に関する研究及び指導に関すること 登山講習会、スキー講習会等の開設及び登山等の指導者の養成に関すること その他山岳における野外活動に関する教育事業及び普及事務に関すること

(※) 教育事務所 : [ 東信教育事務所  
南信教育事務所  
飯田事務所  
中信教育事務所  
北信教育事務所 ]